

“親の相続を放棄したい”

質問：一般社団法人みのりサポート様、いつもお世話になっております見しております。わたしの親も高齢になり、これから相続のことなども考えないといけないのですが、これまで親とも疎遠で、別の場所で暮らしていますし、わたしとしては相続をするつもりはありません。そこで「相続放棄」の手続きがあると聞いたのですが、どのようにすればいいのでしょうか？教えてくださいと助かります。

回答：お手紙ありがとうございます。まず期限から説明いたしますと親御さまが亡くなったことを「知った」時から3ヶ月以内に行わないといけません。場所はお近くの管轄の家庭裁判所です。そして質問者さま単独で行うことができます。郵送でも出来ます。必要な資料は相続放棄申述書・親御さまの住民票除票又は戸籍附票・親御さまの死亡の記載がある戸籍謄本・質問者様の戸籍謄本になります。相続放棄の費用は収入印紙代800円がかかりますのでお忘れなく。この相続放棄申述書に関しては裁判所のホームページでフォーマットがダウンロードできるのでお使いください。相続放棄申述が受理されると数日から最大2週間以内に照会書が送られてくるので、それに回答押印して送り返してください。それから「相続放棄受理証明書」がまた届くので、それで以って相続放棄の手続きはおわりです。

“ぬいぐるみ紹介 ひよこ”



今月号も、みのりサポートの大阪の事務所内の癒しを紹介いたします。ぬいぐるみのひよこちゃんです。

実はこのぬいぐるみ、頂きものなのです。スタッフの一人が偶然見つけて、これください！と交渉してゲットしました！

お客さまがいない休憩時間には、それぞれのひよこのキャラ？になりきって寸劇！を始めることもあります、、、

ご来訪の折はぜひ話しかけてみてください。どこからか声が聞こえるかも、、！